エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百四十九条第二項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に改め、「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第四号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第四号ハ(2)の項及び第四号ニ(2)の項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第四号ホ(2) | 令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五 | 平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三 |

第百四十九条第三項の表第四号イ(2)の項、第五号イ(2)の項及び第六号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改める。

第百五十二条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第百五十四条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第百五十七条第一項第一号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号ヘ中「バス又は」を削り、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「バス又は」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第百五十七条第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十七条第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第百五十七条第二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる石油ガス自動車

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1)　次のいずれかに該当すること。

(i)　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii)　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2)　エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。